全員協議会

資料１

令和８年１１月１１日招集

第４回大子町議会定例会付議予定事件

大　　子　　町

付　議　予　定　事　件

1	大子町議会議員及び大子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	1 P
2	大子町火災予防条例の一部を改正する条例	4 P
3	中心市街地管渠敷設及びまちなか回遊散策路整備工事変更請負契約の締結について	6 P
4	大子町公平委員会委員の選任について	8 P
5	令和８年度大子町一般会計補正予算（第４号）	9 P
6	令和８年度大子町介護保険特別会計補正予算（第３号）	23 P
7	令和８年度大子町水道事業会計補正予算（第４号）	24 P

○大子町議会議員及び大子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和７年６月４日政令第２００号）等の関係法令が施行されたことに伴い、これに準拠して、公費負担額の限度額について国に準じた額に改めるため、条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

１　選挙運動用自動車使用の公費負担額の限度額を引き上げるもの

自動車の借入契約を締結している場合、支払うべき金額を日額１５，８００円から１６，１００円に、自動車の燃料の供給に関する契約を締結している場合、供給した燃料の代金を日額７，５６０円から７，７００円に引き上げる。

２　選挙運動用ビラ作成の公費負担額の限度額を引き上げるもの

１枚当たりの作成単価を７円５１銭から８円３８銭に引き上げる。

３　選挙運動用ポスター作成の公費負担額の限度額を引き上げるもの

１枚当たりの作成単価を５２５円６銭から５８６円８８銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に加える金額を３１０，５００円から３１６，２５０円に引き上げる。

【施行期日】

公布の日

（新旧対照条文参照）

大子町議会議員及び大子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照条文　（下線部分は、改正部分）

○大子町議会議員及び大子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和３年大子町条例第２１号）

改　正　案	現　行
（選挙運動用自動車の使用の公費負担額の支払） 第４条　町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。以下この条及び次条において同じ。）が前条に規定する契約に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求により、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うものとする。 (1)　(略) (2) 一般運送契約以外の契約を締結している場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア　選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）を締結している場合　選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により２台以上の選挙運動用自動車を使用するときは、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が１６，１００円を超えるときは、１６，１００円とする。）の合計金額 イ　選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約を締結している場合　選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、７，７００円に当該候補者について法第８６条の４第１項、第２項、第５項、第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日からその選挙の期日の前日（法第１００条第４項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第１０条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることについて、委員会が別に定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ　(略) （選挙運動用ビラの作成の公費負担額の支払） 第７条　町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。以下この条において同じ。）が前条に規定する契約に基づきビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が８円３８銭を超	（選挙運動用自動車の使用の公費負担額の支払） 第４条　町は，候補者（前条の規定による届出をした者に限る。以下この条及び次条において同じ。）が前条に規定する契約に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める金額を，第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り，当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求により，当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うものとする。 (1)　(略) (2) 一般運送契約以外の契約を締結している場合　次に掲げる区分に応じ，それぞれに定める金額 ア　選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）を締結している場合　選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により２台以上の選挙運動用自動車を使用するときは，当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限る。）として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が１５，８００円を超えるときは，１５，８００円とする。）の合計金額 イ　選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約を締結している場合　選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して，７，５６０円に当該候補者について法第８６条の４第１項，第２項，第５項，第６項又は第８項の規定による候補者の届出のあった日からその選挙の期日の前日（法第１００条第４項の規定により投票を行わないこととなったときは，その事由が生じた日。第１０条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることについて，委員会が別に定めるところにより，当該候補者からの申請に基づき，委員会が確認したものに限る。） ウ　(略) （選挙運動用ビラの作成の公費負担額の支払） 第７条　町は，候補者（前条の規定による届出をした者に限る。以下この条において同じ。）が前条に規定する契約に基づきビラ作成業者に支払うべき金額のうち，当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円５１銭を超

えるときは、８円３８銭とする。）に、当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第１４２条第１項第７号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が別に定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数が生じたときは、これを１円に切り上げる。）を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に支払うものとする。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の支払） 第９条　町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。以下この条において同じ。）が前条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が５８６円８８銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に３１６，２５０円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数が生じたときは、これを１円に切り上げる。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が別に定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求により、当該ポスター作成業者に支払うものとする。	えるときは，７円５１銭とする。）に，当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて，選挙の区分に応じ法第１４２条第１項第７号に定める枚数の範囲内のものであることにつき，委員会が別に定めるところにより，当該候補者からの申請に基づき，委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数が生じたときは，これを１円に切り上げる。）を，第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り，当該ビラ作成業者からの請求により，当該ビラ作成業者に支払うものとする。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の支払） 第９条　町は，候補者（前条の規定による届出をした者に限る。以下この条において同じ。）が前条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち，当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が５２５円６銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に３１０，５００円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数が生じたときは，これを１円に切り上げる。）を超える場合には，当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて，当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき，委員会が別に定めるところにより，当該候補者からの申請に基づき，委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を，第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り，当該ポスター作成業者からの請求により，当該ポスター作成業者に支払うものとする。

○大子町火災予防条例の一部を改正する条例

【改正の理由】

今般、飲食店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等を踏まえ、消防庁は令和７年度に開催した厨房設備等の基準に関する検討部会の検討結果に基づき、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について新たに規定を整備するため、火災予防条例（例）（昭和３６年１１月２２日付け自消甲予発第７３号）の一部改正についての通知により、条例の一部を改正するものです。

【改正の概要】

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう規定を整備することで適切な管理を行うもの

（１）液体燃料を使用する器具（第１８条関係）

液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう適切に管理を行わなければならない。

（２）固体燃料を使用する器具（第１９条関係）

固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、（１）の規定を準用する。

（３）気体燃料を使用する器具（第２０条関係）

気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、（１）の規定を準用する。

（４）電気を熱源とする器具（第２１条関係）

電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、（１）の規定を準用する。

【施行期日】

令和９年４月１日

（新旧対照条文参照）

大子町火災予防条例の一部を改正する条例　新旧対照条文　（下線部分は、改正部分）

○大子町火災予防条例（昭和３７年大子町条例第１１号）

改　正　案	現　行
（液体燃料を使用する器具） 第１８条　（略） ２　（略） ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	（液体燃料を使用する器具） 第１８条　（略） ２　（略） （新設）
（固体燃料を使用する器具） 第１９条　（略） ２　（略） ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	（固体燃料を使用する器具） 第１９条　（略） ２　（略） （新設）
（気体燃料を使用する器具） 第２０条　（略） ２　（略） ３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。	（気体燃料を使用する器具） 第２０条　（略） ２　（略） （新設）
（電気を熱源とする器具） 第２１条　（略） ２　（略） ３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。	（電気を熱源とする器具） 第２１条　（略） ２　（略） （新設）

○中心市街地管渠敷設及びまちなか回遊散策路整備工事変更請負契約の締結について

令和７年１０月２８日に町議会の議決を経て締結した中心市街地管渠敷設及びまちなか回遊散策路整備工事請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年大子町条例第１０号）第２条の規定により、町議会の議決を求めるものです。

１　契約の目的　　中心市街地管渠敷設及びまちなか回遊散策路整備工事

２　工事の場所　　大子町大字大子地内

３　工 事 概 要　　管渠敷設Ｌ＝２２６．４ｍ
　　薄層カラー舗装Ａ＝６４７．６ｍ２

４　変更の内容　　請負金額の変更
　　変更前　　１０７，０３０，０００円
　　変更後　　１１２，８６０，０００円
　　（５，８３０，０００円増額）

５　仮契約締結日　令和８年１０月１６日

６　財源の内訳　　国庫支出金　　４，５８８，０００円
（予定額）　　※都市構造再編集中支援事業費補助金
　　地 方 債　　１０５，３００，０００円
　　一般財源　　２，９７２，０００円

７　契約の相手方　大子町大字上郷１２２６
　　大森建設　株式会社
　　代表取締役　大森 利一郎

8　変更の理由　（１）道の駅奥久慈だいごＷＥＳＴの開業に合わせ、早期完成を目指すために国道４６１号の歩道部における基礎の工法を変更

（２）人件費、資材単価等の上昇に伴う、請負金額変更措置の適用

（３）その他、現地精査及び現場管理上の必要性に伴う変更

9　平面図

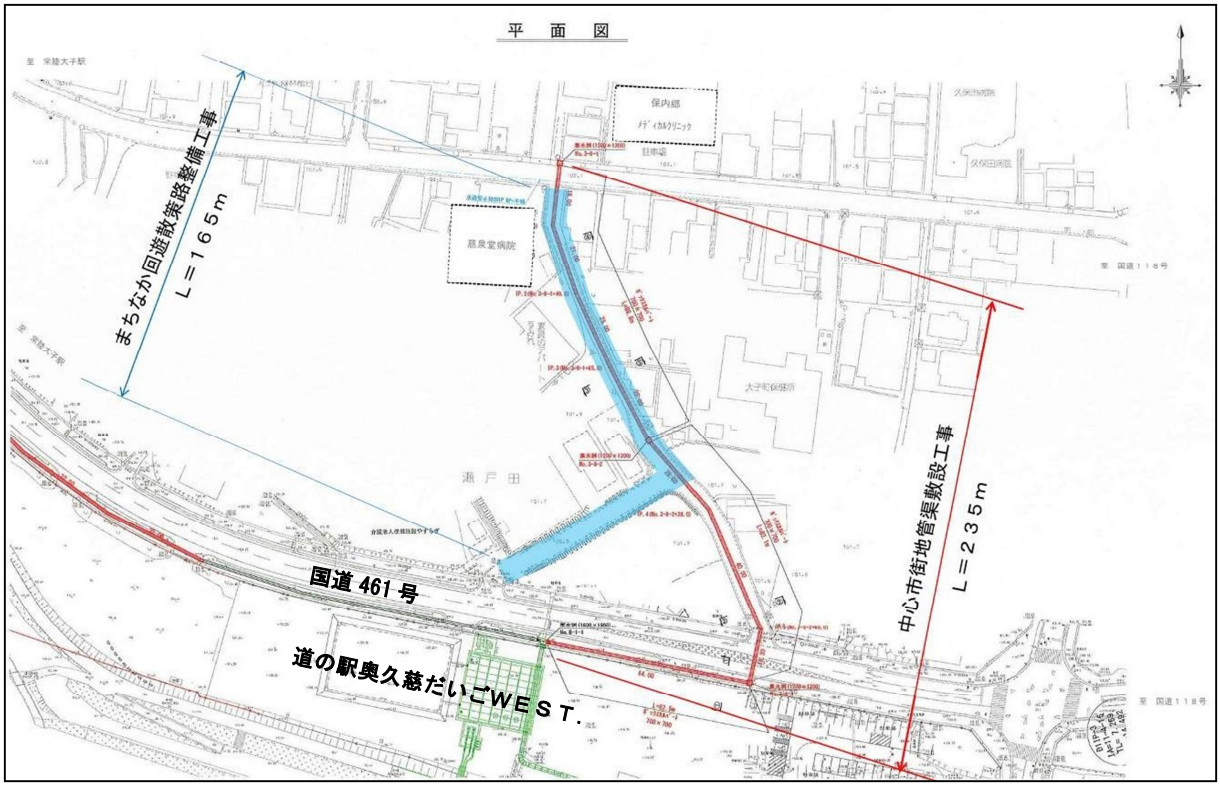

○大子町公平委員会委員の選任について

大子町公平委員会委員の菊池智氏が、令和８年１１月３０日で任期満了となりますので、その後任として高林健一氏を選任しようとするものです。同氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有し、適任と認められますので、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第９条の２第２項の規定により、町議会の同意を求めるものです。

【大子町公平委員会委員】

住　　所　[redacted]

氏　　名　高　林　健　一（たかばやし　けんいち）

[redacted]（６０歳）

任　　期　４年（令和８年１２月１日から令和１２年１１月３０日まで）

１期目

経　　歴

年　　月	事　　項
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]

○令和８年度大子町一般会計補正予算（第４号）　　【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）　　（単位：千円）

歳出			歳入					
補正額のうち主な項目		金額	特定財源				一般財源	付記
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他（費目）		
1　役場倉庫棟2階エアコン修繕料		490					490	役場倉庫棟2階のエアコンについて、室外機の基板の故障により冷暖房機能が停止し、送風のみの状態となっていることから、修繕を行うもの。 ○部材費（基板等）　206千円 作業費（基板交換等）　215千円 諸経費　69千円
	現計額	0					0	
	補正額	490					490	
	補正後	490					490	
2　支障木伐採業務委託料		3,100					3,100	矢田地内（バイオマス発電施設付近）の町有地において、樹木が倒れた場合に電線を損傷するおそれがあることから、樹木を伐採するもの。また、川山地内（宮川グラウンド敷地内）の町有地において、樹木や雑草が隣接する民有地まで伸びていることから、これらを伐採・除草するもの。 ○矢田（伐採面積 約5,000㎡）　2,606千円 人件費　930千円 重機費（高所作業車等）　1,115千円 現場管理費　561千円 ○川山（伐採・除草面積 約80㎡）　494千円 人件費　352千円 その他（現場管理費等）　142千円
	現計額	2,000					2,000	
	補正額	3,100					3,100	
	補正後	5,100					5,100	

歳出			歳入					
補正額のうち主な項目		金額	特定財源				一般財源	付記
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他（費目）		
3 大子町営研修センター間仕切りカーテン設置工事		2,327					2,327	大子清流高校への地域みらい留学について、R9年度入学希望者を10人程度見込んでおり、地域みらい留学生を町営研修センター「みなも寮」で受け入れるため、必要な改修を行うもの。 ○改修内容 宿泊棟3階の4室をそれぞれ3人部屋に改修する(計12人収容可)。 ○ｶｰﾃﾝ @161,920円×12か所=1,943千円 施工費等 384千円 ○地域みらい留学生数 R9年度入学(見込み) 10人 R8年度入学(現1年生) 11人 R7年度入学(現2年生) 10人 R6年度入学(現3年生) 1人
	現計額	0					0	
	補正額	2,327					2,327	
	補正後	2,327					2,327	
4 仮想ブラウザサービス使用料		587					587	役場庁舎内における職員のインターネット利用時のセキュリティ対策として導入している仮想ブラウザサービスについて、R9年2月に現契約が満了することから、更新に必要な経費を計上するもの。 ○仮想ﾌﾞﾗｳｻﾞｻｰﾋﾞｽ ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ閲覧を庁内ﾈｯﾄﾜｰｸから分離した仮想環境上で行うことにより、ｳｲﾙｽ感染や情報漏えいを防止するｻｰﾋﾞｽ ○初期導入費用 440千円 月額使用料 147千円(R9年3月分)
	現計額	0					0	
	補正額	587					587	
	補正後	587					587	
5 各種プロモーションサイト再編業務委託料		495					495	現在、町が運用している4つのプロモーションサイトについて、情報の集約・一元化を図るため、町公式ホームページに統合するもの。 ○NATURE BASE DAIGO (https://nature-base-daigo.site/) GO!DAIGO (https://go-daigo.jp/) 大子町森林ｾﾗﾋﾟｰ (https://daigo-foresttherapy.com/) DAIGOWORKATION (https://www.daigo-workcation.site/)
	現計額	0					0	
	補正額	495					495	
	補正後	495					495	

歳出			歳入					
補正額のうち主な項目		金額	特定財源				一般財源	付記
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他（費目）		
6 オリジナルアロマオイル製作業務委託料		1,111				230 （財産収入）	881	大子町の森林資源（八溝杉）を活用したオリジナルアロマオイルについて、地方創生SDGsフェス等のイベントに出展した際、来場者から好評を得るとともに、販売を希望する声が多く寄せられたことから、販売用及びPR用として製作し、地域資源の魅力発信及び観光振興を図るもの。 ○ｱﾛﾏｵｲﾙ　@2,222×500個=1,111千円 ○販売場所　道の駅、B.B.D等
	現計額	0				0	0	
	補正額	1,111				230	881	
	補正後	1,111				230	881	
7 国・県支出金等返還金		1,567					1,567	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査（R8年2月8日執行）に要した費用については、R7年度中に県委託金の概算交付を受けているが、今般、委託金の精算に伴い返還額が確定したことから、その返還に必要な経費を計上するもの。 ○概算交付額　17,149千円 確定額　15,581千円 返還額　1,568千円
	現計額	1					1	
	補正額	1,567					1,567	
	補正後	1,568					1,568	
8 大子町社会福祉協議会補助金		3,000					3,000	社協が実施する障害福祉サービス事業について、利用者数の減少に伴う収入減により、事業運営に必要な財源の不足が見込まれることから、事業の安定的な実施を確保するため、補助金を増額するもの。 ○減収理由　就労継続支援事業所の利用者数の減（17人→15人）
	現計額	30,590					30,590	
	補正額	3,000					3,000	
	補正後	33,590					33,590	
9 介護用品事業補助金		3,860					3,860	社協が実施する介護用品事業について、利用者数の増加に伴い事業費が当初見込みを上回り、財源の不足が見込まれることから、事業の安定的な実施を確保するため、補助金を増額するもの。 ○増額理由　利用者の増 ※8月現在379人（前年同月比+10%） ○実績 R8　21,860千円（見込み） R7　18,000千円 R6　12,750千円
	現計額	18,000					18,000	
	補正額	3,860					3,860	
	補正後	21,860					21,860	

歳出			歳入					
補正額のうち主な項目		金額	特定財源				一般財源	付記
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他（費目）		
10 訪問介護事業費（事務所移転）補助金		704					704	10月23日の観光協会事務所の移転（まいん→常陸大子駅構内）に伴い、社協が運営する訪問介護事業所リケアについても、旧浅川小学校からまいんへの移転を予定している。旧浅川小学校は築72年が経過し、今後も施設の老朽化に伴う修繕が見込まれるほか、移転により事務所の一元管理が可能となり人件費等の削減も見込まれることから、事業の安定的な実施を確保するため、移転に必要な経費を補助するもの。 ○移転予定日　R9年4月1日 ○ﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝ撤去・処分 （社協・観光協会事務所間）　220千円 2階給湯室ﾄﾞｱ設置　99千円 駐車場整備(旧みらんど)　125千円 その他(電話移設等)　260千円
	現計額	0					0	
	補正額	704					704	
	補正後	704					704	
11 だいご放課後児童クラブ防犯カメラ設置工事		1,491	333	333	800 （過疎債）		25	放課後児童クラブにおける児童の安全確保及び防犯対策の強化を図るため、防犯カメラを設置するもの。 ○設置場所 室内 3台、廊下 1台、出入口 1台 ○ｶﾒﾗ(5台)　425千円 ﾚｺｰﾀﾞｰ　143千円 LANｹｰﾌﾞﾙ等　140千円 工事費等　783千円
	現計額	0	0	0	0		0	
	補正額	1,491	333	333	800		25	
	補正後	1,491	333	333	800		25	
12 救急医療二次病院運営費補助金		80,076				78,108 （負担金）	1,968	本事業は、二次救急医療圏（水戸地域）を構成する11市町村が、救急医療の強化を図るため、対象医療機関に補助金を交付するもので、H20年度から実施している。本補助金に係る事務は構成市町村が輪番で担当しており、R8年度は大子町が担当することから、事業費総額の確定に伴い補正するもの。 ○医療機関への補助金総額　80,076千円 大子町負担分　1,968千円 大子町以外の10市町村負担分　78,108千円 ○対象医療機関 町内　保内郷MC、久保田病院、慈泉堂病院 町外　水戸赤十字病院ほか10医療機関
	現計額	0				0	0	
	補正額	80,076				78,108	1,968	
	補正後	80,076				78,108	1,968	

歳出			歳入					
補正額のうち主な項目		金額	特定財源				一般財源	付記
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他（費目）		
13 ガス冷却室ダスト排出装置修繕料		1,760			1,700 （過疎債）		60	環境センターのガス冷却室ダスト排出装置について、部品の損傷によりダストの排出に支障が生じていることから、安定した焼却処理を継続するため、修繕を行うもの。 ○部品代(ﾍﾞｰﾝ※、ｼｬﾌﾄ等)　990千円 工事費(部品解体・取付等)　359千円 その他(現場管理費等)　411千円 ※ﾀﾞｽﾄ排出時の気密性を確保する部品
	現計額	0			0		0	
	補正額	1,760			1,700		60	
	補正後	1,760			1,700		60	
14 死亡イノシシ処分報償金		360					360	10月1日から県による死亡イノシシの回収対象区域が町内全域から袋田の滝周辺に縮小されたことに伴い、対象区域外で発見された死亡個体の処分を町鳥獣被害対策実施隊に依頼するため、報償金を計上するもの。 ○県の回収区域縮小理由 継続的な調査により、豚熱の感染状況等が概ね把握できるようになったため。 ○@36,000/頭×10頭=360千円
	現計額	0					0	
	補正額	360					360	
	補正後	360					360	
15 果汁化施設整備事業		101,993	50,997 （地域未来）			50,000 （公共施設基金）	996	旧大子西中学校1階の調理室等（約410㎡）に果汁化施設を整備するもので、12月に実施設計が完了する見込みであることから、工事費及び工事監理費について2か年継続費を設定し、予算を計上するもの。 ○継続費総額　339,977千円 R8　101,993千円 R9　237,984千円 ○ｽｹｼﾞｭｰﾙ R 8年4月　実施設計(～12月) R 9年1月　着工(本契約の議会議決後) R10年1月　稼働開始
委託料		1,574						
工事請負費		100,419						
	現計額	0	0			0	0	
	補正額	101,993	50,997			50,000	996	
	補正後	101,993	50,997			50,000	996	

歳出			歳入					
補正額のうち主な項目		金額	特定財源				一般財源	付記
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他（費目）		
16 遊休農地等活用事業補助金		343					343	景観整備を目的とした花苗の植栽等に対する補助金で、今年度から営農目的の農地再生を補助対象に追加したところ、当初見込みを上回る申請があったことから、増額するもの。 ○補助率　10/10 （上限10万円、継続事業は5万円） ○実績 R8　34団体　2,593千円(見込み) R7　16団体　966千円 R6　20団体　1,116千円
	現計額	2,250					2,250	
	補正額	343					343	
	補正後	2,593					2,593	
17 農業経営基盤強化資金利子助成		353		176			177	認定農業者が日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資を受けた際、借入利率のうち1%を超える部分について、町と県がそれぞれ1/2ずつ利子助成するもので、金利上昇に伴い新たに助成対象となる融資が生じ、予算に不足が見込まれることから、補正するもの。 ○助成対象融資(2件) 利率1.80%(融資額5,000万円、償還期間 3年) 利率2.05%(融資額4,300万円、償還期間10年) ○実績 R8　413千円(見込み) H30～R7　0千円 H29　1千円
	現計額	60		30			30	
	補正額	353		176			177	
	補正後	413		206			207	
18 茶の里公園駐車場出入口カーブミラー設置工事		792					792	奥久慈茶の里公園の第2・第3駐車場出入口から県道205号須賀川大子線へ進入する際、左右の見通しが悪く、地元住民等からカーブミラー設置の要望があったもの。今般、道路管理者との協議を踏まえ、町がカーブミラーを設置するに当たり、必要な経費を計上するもの。 ○ｱｸﾘﾙ製片面反射φ800×1基　275千円 ｱｸﾘﾙ製両面反射φ800×1基　341千円 その他(諸経費等)　176千円
	現計額	0					0	
	補正額	792					792	
	補正後	792					792	

歳出			歳入					
補正額のうち主な項目		金額	特定財源				一般財源	付記
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他（費目）		
19 ニホンジカ捕獲報償金		100				100 （森林環境譲与税）	0	有害鳥獣であるニホンジカの捕獲者に対し、1頭当たり2万円の報償金を支給するもので、捕獲頭数が当初の想定を上回ることから（10頭→15頭）、補正するもの。 ○実績 R8　15頭(見込み) R7　7頭 R6　5頭
	現計額	200				200	0	
	補正額	100				100	0	
	補正後	300				300	0	
20 アセノブ沢土砂撤去工事		768			700 （緊急浚渫）		68	9月18日（金）夜間から翌日にかけての大雨により、大生瀬地内のアセノブ沢に隣接する斜面が崩落し、土砂及び樹木が河川内に流入・堆積したことから、これらを撤去するもの。 ○人件費　419千円 重機費(ﾊﾞｯｸﾎｳ等)　110千円 その他(諸経費等)　239千円
	現計額	0			0		0	
	補正額	768			700		68	
	補正後	768			700		68	
21 グリンヴィラ管理運営業務委託料		2,094					2,094	7月5日に供用を開始したジップラインについて、供用開始後の運営状況を踏まえ、利用者の安全確保及び円滑な施設運営に必要な人員配置等の運営体制を充実させるため、管理運営業務委託料を増額するもの。
	現計額	103,600				103,600	0	
	補正額	2,094				0	2,094	
	補正後	105,694				103,600	2,094	
22 コンテナ式冷蔵庫修繕料		1,859			1,800 （過疎債）		59	給食センターのコンテナ式冷蔵室について、H12年度の設置後26年が経過し、冷却設備の老朽化により不具合が生じていることから、室内機及び室外機からなる冷却ユニットを交換するもの。 ○冷却ﾕﾆｯﾄ(2基)　977千円 既存ﾕﾆｯﾄ撤去(処分費含む)　215千円 新規ﾕﾆｯﾄ設置　277千円 その他(電気工事等)　390千円
	現計額	0			0		0	
	補正額	1,859			1,800		59	
	補正後	1,859			1,800		59	

歳出			歳入					
補正額のうち主な項目		金額	特定財源				一般財源	付記
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他（費目）		
23 燃料費高騰関連		28,156					28,156	原油価格の高騰等に伴い、各施設で使用する灯油、重油等の燃料単価及び高圧電力に係る電気料が当初の想定を上回る水準で推移していることから、不足が見込まれる分を増額するもの。 ○ﾌｫﾚｽﾊﾟ大子 11,449千円 環境ｾﾝﾀｰ 6,166千円 ｸﾞﾘﾝｳﾞｨﾗ 5,157千円 給食ｾﾝﾀｰ 2,288千円 大子広域公園 1,192千円 その他(斎場等) 1,904千円
	現計額	0					0	
	補正額	28,156					28,156	
	補正後	28,156					28,156	
24 最低賃金改定関連		4,158					4,158	10月18日から適用された県最低賃金の改定（1,074円→1,136円、+62円）に伴い、町が振興公社に管理運営を委託している各施設に勤務する短時間パートタイム職員等の賃金引上げに必要な経費を計上するもの。 ○ｸﾞﾘﾝｳﾞｨﾗ 1,528千円 ﾌｫﾚｽﾊﾟ大子 1,048千円 袋田観瀑施設 711千円 大子広域公園 373千円 その他(おやき学校等) 498千円
	現計額	0					0	
	補正額	4,158					4,158	
	補正後	4,158					4,158	
25 その他		△ 1,784	0	0	0	2,372	△ 4,156	救急医療二次病院運営費（予算組替による減額）等
	現計額							
	補正額	△ 1,784	0	0	0	2,372	△ 4,156	
	補正後	△ 1,784				2,372	△ 4,156	
補正予算額		239,760	51,330	509	5,000	130,810	52,111	
補正前の予算額		12,551,097	1,684,667	600,544	1,199,400	884,589	8,181,897	
補正後の予算総額		12,790,857	1,735,997	601,053	1,204,400	1,015,399	8,234,008	

（継続費補正）

追　加

款	項	事　業　名	総額	年度	年割額
			千円		千円
5 農林水産業費	1 農業費	果汁化施設整備事業	３３９,９７７	令和　８　年度	１０１,９９３
				令和　９　年度	２３７,９８４

（債務負担行為補正）

追　加

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額	付　　記
1　行政連絡班への回覧物封入業務	令和８年度から令和９年度まで	1,509	行政連絡班への回覧物封入業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　一般財源
2　大子清流高校魅力化事業	令和８年度から令和９年度まで	29,900	大子清流高校魅力化事業について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 ○人件費　14,370千円 公営塾運営費　5,280千円 その他(生活支援等)　10,250千円 財源　一般財源
3　大容量ファイル交換システム使用料	令和８年度から令和１３年度まで	1,307	職員がインターネット経由で大きなデータを安全に受け渡すためのサービスで、これまで県内市町村が共同で調達していた契約がR9年3月に満了となることから、新たな契約を締結する必要があるもの。 財源　一般財源
4　仮想ブラウザサービス使用料	令和９年度から令和１３年度まで	8,632	職員がインターネットを利用する際のセキュリティ対策の一環として導入するもので、これまで県内市町村が共同で調達していたサービスの契約がR9年2月に満了となることから、新たな契約を締結する必要があるもの。 財源　一般財源
5　行政インフォメーション放送広告料（FMだいご）	令和８年度から令和１１年度まで	15,444	行政情報をFMだいごで放送するための広告料で、R9年3月に現契約が満了となることから、契約を更新する必要があるもの。 財源　一般財源
6　広報だいご・お知らせ版印刷業務	令和８年度から令和１１年度まで	39,579	広報だいご・お知らせ版印刷業務について、R9年3月に現契約が満了となることから、新たに契約を締結する必要があるもの。 ○広報だいご　5,576千円×3か年=16,728千円 お知らせ版　7,617千円×3か年=22,851千円 財源　国庫支出金、諸収入、一般財源
7　土地評価システム委託料	令和８年度から令和１１年度まで	25,443	土地評価システム整備業務について、R9年3月に現契約が満了となることから、新たに契約を締結する必要があるもの。 財源　一般財源
8　放課後児童クラブ委託料	令和８年度から令和９年度まで	41,437	放課後児童クラブについて、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 ○だいご　20,506千円 大子西、ふくろだ、みなみ　20,931千円 財源　国庫支出金、県支出金、諸収入、一般財源

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限 度 額	付　　記
9 救急傷病者診療委託料	令和８年度から令和９年度まで	10,000	救急搬送された患者の受入れを水郡医師会に委託するもので、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　地方債
10 焼却灰等処理業務委託料	令和８年度から令和９年度まで	18,459	焼却灰等処理業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 ○主灰　340.3t×@28.27/kg=9,621千円 　飛灰　182.6t×@48.40/kg=8,838千円 財源　諸収入、一般財源
11 焼却灰等運搬業務委託料	令和８年度から令和９年度まで	4,844	焼却灰等運搬業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　諸収入、一般財源
12 ガラス陶磁器類運搬資源化処理業務委託料	令和８年度から令和９年度まで	3,564	ガラス陶磁器類運搬資源化処理業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　一般財源
13 排ガス等測定分析業務委託料	令和８年度から令和９年度まで	3,410	排ガス等測定分析業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　一般財源
14 最終処分場水質検査業務委託料	令和８年度から令和９年度まで	2,200	最終処分場水質検査業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　一般財源
15 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬清掃業務	令和８年度から令和９年度まで	55,880	し尿及び浄化槽汚泥収集運搬清掃業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 ○人件費　45,845千円 　その他(車両燃料費等)　10,035千円 財源　使用料及び手数料、一般財源
16 衛生センター運転管理業務委託料	令和８年度から令和９年度まで	37,000	衛生センター運転管理業務委託料について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 ○運転操作管理　12,119千円 　水質試験　5,360千円 　その他(保守点検等)　19,521千円 財源　使用料及び手数料、一般財源

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限 度 額	付　　記
17 林業事業体向け研修視察	令和８年度から令和９年度まで	6,862	林業事業体向けの研修視察（インドネシア）について、R9年6月頃の実施を予定しており、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 ○日数　4泊5日 ○@403,600×17人=6,862千円 財源　繰入金、諸収入
18 観光施設管理運営業務（袋田観瀑施設管理業務）	令和８年度から令和１１年度まで	204,201	袋田観瀑施設の指定管理について、R9年3月に現指定管理者である振興公社の指定期間が満了となることから、新たに指定管理者を指定する必要があるもの。 財源　使用料及び手数料
19 消費生活センター事業委託料	令和８年度から令和９年度まで	8,174	消費生活センター事業について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　県支出金、一般財源
20 広域公園植物管理業務	令和８年度から令和９年度まで	63,563	大子広域公園の植物管理業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 ○芝生管理費　26,908千円 樹木管理費　9,088千円 草地管理費　8,614千円 その他(現場管理費等)　18,953千円 財源　一般財源
21 消防団員活動自動車保険	令和８年度から令和９年度まで	1,260	消防団員活動自動車保険について、R9年度当初から保険に加入するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　一般財源
22 校務支援システムライセンス料（小学校）	令和８年度から令和９年度まで	2,178	小学校の校務支援システムについて、R9年度当初から使用するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　一般財源
23 校務支援システムライセンス料（中学校）	令和８年度から令和９年度まで	1,386	中学校の校務支援システムについて、R9年度当初から使用するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　一般財源
24 スクールバス運行業務委託料（小学校）	令和８年度から令和９年度まで	18,688	小学校のスクールバス運行業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 ○冥賀線　8,911千円 池田線　9,777千円 財源　一般財源

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限 度 額	付　　記
25 スクールバス運行業務委託料（中学校）	令和８年度から令和９年度まで	81,021	中学校のスクールバス運行業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 ○依上線　12,912千円 さはら線　12,431千円 上野宮線　15,510千円 中郷線　15,038千円 生瀬線　11,697千円 西金線　13,433千円 財源　国庫支出金、一般財源
26 学校給食用食材購入費	令和８年度から令和９年度まで	53,185	学校給食用食材購入費について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 ○児童・生徒等677人×@340×196日=45,115千円 その他(大子清流高校等)　8,070千円 財源　県支出金、諸収入、一般財源
27 排水処理施設維持管理業務委託料	令和８年度から令和９年度まで	4,612	学校給食センターの排水処理施設維持管理業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　一般財源

（地方債補正）

変　更

（単位：千円）

起　債　の　目　的	限　度　額		比較増減
	補　正　前	補　正　後	
1　過疎対策事業債	950,900	955,200	4,300
（うち変更のあったもの）			
小中学校施設整備事業	1,700	4,300	2,600
清掃運搬施設等整備事業	40,700	42,400	1,700
2　緊急浚渫推進事業債	2,500	3,200	700

補正後の地方債の予算額　　１，２０４，４００ 千円　　（交付税算入見込額　　８３８，３６０ 千円）　　69.61%

○令和８年度大子町介護保険特別会計補正予算（第３号）　　【主な歳出】

（歳入歳出予算の補正）　　（単位：千円）

歳出			歳入					
補正額のうち主な項目		金額	特定財源				一般財源	付記
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他（費目）		
1 第１号被保険者保険料還付金		250					250	被保険者の死亡等に伴い過納となった介護保険料の過年度分の還付については、過去の実績等に基づき予算計上している。今般、今年度の還付見込額を精査した結果、予算に不足が見込まれることから、増額するもの。 ○過年度還付実績 R8　701千円(見込み) R7　545千円 R6　313千円
	現計額	451					451	
	補正額	250					250	
	補正後	701					701	
2 その他		35	223	0	0	0	△ 188	自賠責保険料、財源変更等
	現計額							
	補正額	35	223	0	0	0	△ 188	
	補正後	35	223				△ 188	
補正予算額		285	223	0	0	0	62	
補正前の予算額		2,495,619	599,125	346,831	0	596,242	953,421	
補正後の予算総額		2,495,904	599,348	346,831	0	596,242	953,483	

○令和８年度大子町水道事業会計補正予算（第４号）　　【主な歳出】

（収入支出予算の補正）　　（単位：千円）

支出			収入					付記
補正額のうち主な項目		金額	特定財源					
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
						（一般会計）	（料金収入等）	
収益的支出								
1 自動車損害賠償責任保険料		2					2	自動車損害賠償責任保険の料率改定に伴い、保険料の増額分を補正するもの。 ○新料率適用日　R8年11月1日 ○小型貨物　12,850円→13,710円(+860円) 860円×2台=2千円
	現計額	105					105	
	補正額	2					2	
	補正後	107					107	
補正予算額		2	0	0	0	0	2	
補正前の予算額		540,546	300	0	0	38,001	502,245	
補正後の予算総額		540,548	300	0	0	38,001	502,247	

（債務負担行為）

事　　項	期　　間	限度額	付　　記
1　大子浄水場日直・宿直業務委託料	令和８年度から令和１１年度まで	千円 ２３，１２７	大子浄水場日直・宿直業務について、R9年度当初から引き続き業務を実施するに当たり、R8年度中に契約を締結する必要があるもの。 財源　料金収入